

香芝市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、香芝市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 各施策の推進に関する事項
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、危機管理監並びに香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部の部長及び局長、議会事務局長並びに教育委員会事務局教育部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるため、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、本市関係職員のうちから、本部長が指名する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月9日から施行する。